

平成26年 2月21日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして「(手当の支給)」を付する。

第3条に見出しとして「(支給額の調整)」を付する。

第4条に見出しとして「(支給の方法等)」を付する。

第5条に見出しとして「(併給禁止)」を付する。

第6条に見出しとして「(臨時の手当)」を付する。

第7条に見出しとして「(委任)」を付する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表1の項中「及び」を「又は」に改め、同表2の項中「及び第3項」を「若しくは第3項」に、「並びに」を「又は」に改め、同表3の項第3号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項第5号中「精神保健福祉室に勤務する職員」を「健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第6号中「こころの健康センター、各区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課及び」を「各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの又はこころの健康センター若しくは」に改め、同項第10号中「各土木センターに勤務する職員」を「都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表5の項第1号中「各環境工場、扇田環境センター

又は秋津浄化センターに勤務する職員」を「環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第2号中「各クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員」を「環境局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第3号中「各土木センターに勤務する職員」を「都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第4号中「熊本城総合事務所又は各土木センターに勤務する職員」を「観光文化交流局又は都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表6の項中「各環境工場に勤務する職員」を「環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に、「又は」を「若しくは」に、「及び秋津浄化センターに勤務する職員」を「、又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表8の項第1号中「各区役所保護課に勤務する職員」を「各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第3号及び第4号中「及び」を「又は」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	市税等事務従事手当	(1)  財政局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが市税の賦課、調査、徴収又は差押えの事務等に直接従事したとき。	日額 290 円以内で人事委員会規則で定める額
		(2)  健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが保険料の徴収事務に直接従事したとき。	日額 290 円
		(3)  徴税職員又は人事委員会規則で定める職員が滞納処分等のため外勤したとき。	日額 370 円

別表10の項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同項中

「

(4)  消防職員が特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号にお	日額 2,600 円
---	------------

いて同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	
--	--

」

を

「

(4) 消防職員が特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	日額 2,600 円
(5) 消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	日額 4,000 円

」

に改める。

別表11の項中「及び」を「又は」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(別表10の項の改正規定を除く。)は、平成26年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

消防職員が国際緊急援助活動に直接従事したときの消防手当の追加をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。